

宮崎県建築行政マネジメント計画

平成 23 年 6 月策定

平成 27 年 7 月改定

令和 2 年 7 月改定

令和 7 年 9 月改定

宮崎県建築行政連絡会議

目次

I	改定に当たって	3
1	計画策定の背景	
2	前期マネジメント計画で取組評価が低かった項目	
3	改定の考え方	
II	目標設定	5
III	対象範囲	5
IV	策定主体と推進体制	5
1	策定主体	
2	推進体制	
V	実施期間	6
VI	公表と見直し	6
VII	取り組む施策	6
A 目標1「新たに供給される建築物の適法性の確保」に向けた取組		
1	迅速かつ適確な建築確認審査の推進	6
(1)	迅速かつ適確な審査の実施	
(2)	統一的な運用基準の整備等	
(3)	特定行政庁と指定確認検査機関等との連携	
(4)	建築確認申請等の電子化の推進 【重点】	
2	中間検査・完了検査の推進	8
(1)	検査受検の周知徹底及び未受検建築物への督促の実施 【重点】	
(2)	検査の適確な実施	
3	工事監理業務の適正化とその徹底	9
(1)	適正な工事監理の促進	
B 目標2「建築主や建築物の利用者となる消費者の保護」に向けた取組		
1	建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底	10
(1)	適確な指導・監督・処分の徹底 【重点】	

(2) 建築士の資質向上等のための取組の推進

2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底・・・11

(1) 特定行政庁による立入検査等

(2) 県が指定する指定確認検査機関への指導・監督の徹底

3 消費者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

(1) 安全・安心に関する情報提供等

C 目標3「既存建築物の適正管理と違反建築物の是正」に向けた取組

1 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保・・・・12

(1) 所有者等への定期報告制度の周知徹底

(2) 定期報告書提出の徹底 **【重点】**

2 違反建築物等への指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(1) 違反建築物の早期発見と是正指導の徹底 **【重点】**

(2) 違反建築物の指導等に係る関係機関との連携、体制等の整備

(3) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

(4) 違反建築物の未然防止と既存建築ストックの有効活用

3 建築物に係るアスベスト対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

(1) アスベスト対策の徹底

4 事故・災害発生時の連携体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・15

(1) 事故発生時における適確かつ迅速な対応

(2) 災害発生時の迅速な派遣体制、受入体制の整備・充実

(3) 未然防止の取組

D 目標1から3に共通する取組

1 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携・・・・・・・・16

(1) 適切な確認検査等のための執行体制の整備

(2) 関係機関等との連携

I 改定に当たって

1 計画策定の背景

建築物は、人間生活、経済活動、生産活動の基盤であると同時に、都市や地域を構成する重要な社会資産でもあることから、安全性、利便性、快適性などの様々な機能・性能が、より良好な状態で、長期にわたって確保されることが求められている。

これらを確保するためには、建築の主体である建築主、設計、施工及び工事監理を実施する建築士をはじめとする建築技術者、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関並びに行政のそれぞれが責任をもってその役割を果たしていくことが必要であり、建築基準法等による建築規制制度が適切に運用される必要がある。

このため、県内の特定行政庁（以降では県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市を指すことを含むものとする。）及び関係団体等は共同で「宮崎県建築物安全安心実施計画」を平成 11 年に策定し、施工状況報告制度による適切な工事監理の実施や完了検査率の向上、違反建築物対策の推進等の取組を進めてきた。

その後、平成 17 年の構造計算書偽装事件を契機として、建築基準法が改正（平成 19 年 6 月施行）されたが、建築確認・検査が大幅に厳格化されたことから、建築確認の遅延や建築着工数の減少等が指摘され、平成 22 年、平成 23 年には、建築基準法施行規則や関連告示等の改正による運用改善が図られてきた。

このような状況のもと、平成 22 年に国土交通省は「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）を示した。これを受け、県内の特定行政庁は、平成 23 年 6 月に「宮崎県建築行政マネジメント計画」を策定し、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行の推進のための取組を進め、平成 27 年 7 月及び令和 2 年 7 月にはその一部を改定した。

この間、社会経済情勢の変化、大規模な火災事故や地震災害、建築物の脱炭素化、建築分野のDX化等の様々な課題が生じており、これらに対応するため建築規制の見直しや手続きの合理化、事故・災害を踏まえた安全対策の強化等が図られ、建築基準法等の改正がなされているところであり、県内でもこれらの変化に的確に対応していかなければならない。

このようなことから、今般、「宮崎県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）の見直しを行い、引き続き本マネジメント計画に基づく取組を推進することとする。

2 前期マネジメント計画で取組評価が低かった項目

改定に当たって、県内の特定行政庁において前マネジメント計画での取組状況の検証を行った結果、全ての項目において及第点に達していたが、主に次の項目について相対的に取組評価が低い結果となった。

1 中間検査・完了検査の推進

- ・ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施

2 建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底

- ・ 計画的な立入検査の実施
- ・ 建築士事務所の業務報告書の提出徹底
- ・ 建築士の定期講習の受講の徹底

3 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

- ・ 定期報告書の提出徹底
- ・ 所有者等に対する講習会の実施等による定期報告制度の周知
- ・ 未報告施設を公表する等の県民への情報提供に係る検討

4 違反建築物等への指導

- ・ 既存ストックの活用に係る手続き等の周知による適切な既存ストックの有効活用促進
- ・ 所有者等に対する建築関係書類の保存の重要性及びガイドラインの周知

5 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携

- ・ 確認審査報告書、完了検査報告書等の電子化

3 改定の考え方

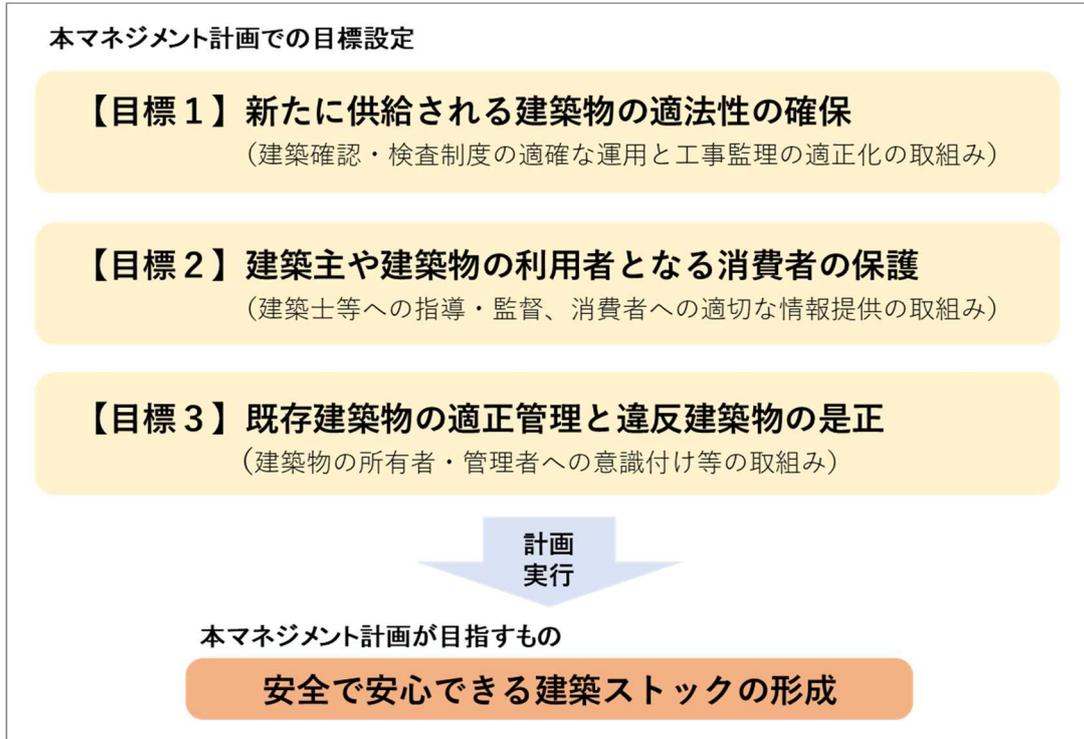
上記の相対的に取組評価が低かった項目については、今後も継続して重点的に取り組む必要がある。また、国土交通省より示された「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（令和7年3月7日付け国住指第409号）や、建築行政に関する近年の動向の変化を踏まえ施策を追加・見直した上で、本マネジメント計画での目標を明確にするなど、分かりやすい計画とする必要がある。

具体的には、次のⅡにおいて本マネジメント計画の目標を設定し、Ⅶの「取り組む施策」では、それぞれの目標に対応する形で取り組む施策を記載することとする。また、各施策毎に【課題等】、【具体的な施策】、【実施状況の評価】について箇条書きで示すこととする。なお、重点的に取り組むべき施策については、「【重点】」と記載することで重点施策を明確にする。

これにより、重点施策や課題等を踏まえた優先順位に応じ、メリハリのある施策の実施が可能となり、取組状況の確認や検証も容易になると考えられる。

II 目標設定

「I 改定に当たって」で示した内容を踏まえ、本マネジメント計画での目標と目指す方向性は次のとおりとする。



III 対象範囲

本マネジメント計画では、建築基準法及び建築士法に規定される建築物の安全に関する性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

IV 策定主体と推進体制

1 策定主体

本マネジメント計画は、県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関から成る宮崎県建築行政連絡会議※（以下「連絡会議」という。）において策定する。

なお、策定に当たっては、連絡会議の構成員の他、警察や消防等の関係機関、建築士会等の関係団体に対しても意見照会し、その結果を反映させた。

※宮崎県建築行政連絡会議とは：

県内の特定行政庁、指定確認検査機関（一般財団法人宮崎県建築住宅センター、株式会社住宅性能評価センター東九州事務所、日本 ERI 株式会社鹿児島支店）、指定構造計算適合性判定機関（株式会社建築構造センター鹿児島事務所）により構成する会議。

主に建築指導行政に関し、各機関の情報共有や相互の連絡、協議等を通じて連携を保ち、県内の建築行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 推進体制

本マネジメント計画の実施主体は、連絡会議の構成員である県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関とし、特定行政庁を中心にそれぞれが主体的に取り組むこととする。

また、関係機関や関係団体等とも相互に連携し、計画を推進する。

V 実施期間

本マネジメント計画の実施期間は、令和7年度から令和11年度までとする。

VI 公表と見直し

本マネジメント計画は公表する。

また、実施状況や成果を把握するため、毎年度1回、連絡会議において前年度の実施状況についての検証・評価を行い、必要に応じて結果の公表や施策の見直しを行うとともに本計画の改定を行う。

VII 取り組む施策

取り組む施策は、「II 目標設定」で示した目標1から目標3に対応させて、次のAからCに示す。また、各目標に共通する施策をDに示す。

なお、重点的に取り組む施策については「【重点】」と示す。

A 目標1「新たに供給される建築物の適法性の確保」に向けた取組

1 迅速かつ適確な建築確認審査の推進

【課題等】

- ・円滑な経済活動の実施とともに建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査の推進に今後も継続して取り組む必要がある。
- ・近年の建築基準法令等の改正に適確に対応する必要がある。
- ・特に、令和4年の建築基準法改正において、建築確認の対象となる建築物の規模等が見直されたことを踏まえ、改正前の同法第6条第1項第4号に該当する建築物及び都市計画区域等の区域外における木造の階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物（以下、「旧4号建築物」という。）から改正後の同法第6条第1項第2号に該当する建築物（以下「新2号建築物」という。）となったものの建築及び大規模の修繕・大規模の模様替に係る確認審査を迅速かつ適確に遂行する必要がある。
- ・適正で円滑な建築確認制度の運用のため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関での情報共有と連携に十分取り組む必要がある。
- ・建築基準法の改正等により、複雑化・高度化する建築確認審査・検査へ対応するため、審査・検査担当者の人材育成や人員確保に取り組む必要がある。

- ・一方で、手続きの電子化をはじめとする建築関係手続きの一層の効率化により、台帳入力などの事務作業に要する時間を短縮することで、審査のより適確な実施を図る必要がある。
- ・県内では建築確認の約23%を特定行政庁が審査し、約77%を指定確認検査機関が審査している状況（令和6年度の状況）であり、引き続き特定行政庁における審査・検査能力の向上に努めるほか、指定確認検査機関との役割分担や連携等についても検討する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 迅速かつ適確な審査の実施

- ①特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）に基づき、迅速かつ適確に確認審査・検査、構造計算適合性判定を実施する。
- ②確認審査・検査、構造計算適合性判定の実施に当たっては、建築行政共用データベースシステム等を活用し、設計者の適格性の確認を徹底するとともに、設計図書に係る審査上の指摘事項等の連絡は、設計者に対して行うことを徹底する。
- ③特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、審査・検査担当者の審査技術向上を図るための研修等を実施するとともに、長期的な視点からの人材の確保や一級建築士、建築基準適合判定資格者の育成に取り組む。

(2) 統一的な運用基準の整備等

- ①特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、連絡会議等により、関係機関や関係団体と連携、協力、情報共有を行う。
- ②日本建築行政会議や県内での運用状況等を踏まえ、連絡会議においては運用基準等の統一化や県内の特定行政庁の統一的な取扱いをまとめた建築基準法等に関する取扱い集の見直し、周知等に取り組む。
- ③県は県以外の特定行政庁と連携し、建築基準法施行条例の運用基準等について、随時見直しや追加等を行い、周知する。

(3) 特定行政庁と指定確認検査機関等との連携

- ①特定行政庁は、県内の確認審査・検査業務が適正かつ円滑に実施されるよう特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の連絡体制について、整備や見直し等を行う。
- ②県は、宮崎県建築行政連絡会議運営要綱に基づく構成員等の名簿を毎年度更新する。
- ③確認審査・検査に関わる関係機関は、構造計算適合性判定及び建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律による建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象建

建築物について、確認審査等が円滑に行われるよう相互に情報共有するとともに各適合性判定制度を適確に運用する。

- ④特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認・検査に当たって、関係市町村との必要な情報共有等を行う。

(4) 建築確認申請等の電子化の推進 【重点】

- ①特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認等の電子申請の受付体制の構築に取り組む。
- ②特定行政庁は、指定確認検査機関と連携し、確認審査報告書、完了検査報告書等の電子化に取り組む。
- ③特定行政庁は、建築行政手続きのデータベース化を行うとともに、電子化の推進を検討する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(3)－②については、県は毎年度名簿を更新し、県以外の特定行政庁等と情報共有する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 中間検査・完了検査の推進

【課題等】

- ・建築物の安全確保と違反建築物の発生防止を図るため、施工時において建築基準関係規定に適合させる必要がある。
- ・建築物の安全性、適法性を確保するため、中間検査及び完了検査が100%実施される必要がある。
- ・県内において令和5年10月及び令和7年4月に段階的に対象拡大した中間検査制度については、制度を十分に浸透させるための取組が必要である。

【具体的な施策】

(1) 検査受検の周知徹底及び未受検建築物への督促の実施 【重点】

- ①特定行政庁は、指定確認検査機関とも連携し中間検査及び完了検査の検査率及び未受検建築物の把握を行う。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、宮崎県建築連絡協議会*が作成したチラシ等を活用し、建築主等に対し中間検査・完了検査の受検について周知する。
- ③特定行政庁は、未受検の建築物に対し、受検の督促を行う。

(2) 検査の適確な実施

- ① 特定行政庁及び指定確認検査機関は、中間検査・完了検査時において、工事監理者の立ち会いを要請する。
- ② 特定行政庁は、未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査を実施する。

※宮崎県建築連絡協議会とは：

県内の特定行政庁、一般財団法人宮崎県建築住宅センター、一般社団法人宮崎県建築士会、一般社団法人宮崎県建築士事務所協会、一般社団法人宮崎県建設業協会、一般社団法人宮崎県建築業協会、一般社団法人宮崎県建築協会により構成する会議。

建築に関し、行政及び関係団体間において相互連絡・協議検討を行い、もって建築行政の円滑な推進を図り公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・ (1)－①については、県は県以外の特定行政庁への照会（月報等）により、毎年度の検査率を把握する。
- ・ その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 工事監理業務の適正化とその徹底

【課題等】

- ・ 法令に適合し、安全な建築物が供給されるためには、工事監理者による適切な工事監理が行われ、設計図書のとおりにより工事が確実に実施される必要がある。
- ・ 特に、令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物から新2号建築物となったものについて、新たに検査済証の交付を受けるまでの使用制限がかかることを踏まえ、検査済証の交付前に仮使用される建築物について仮使用認定制度を活用した安全確保の徹底が必要である。

【具体的な施策】

(1) 適正な工事監理の促進

- ① 特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認申請及び建築工事届の受理の際に、工事監理者の記載の確認を徹底する。
- ② 特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築行政共用データベースシステム等を活用し、工事監理者の適格性の確認を徹底する。
- ③ 特定行政庁及び指定確認検査機関は、施工状況報告書の提出の徹底を図るため、完了検査申請の受理の際に提出状況を確認し、未提出者への指導に当たっては連携して取

- り組む。また、チラシの配布等により工事監理の重要性について周知する。
- ④特定行政庁及び指定確認検査機関は、仮使用認定制度や工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知に努め、関係機関とも連携し、仮使用認定制度の適確な運用に取り組む。
 - ⑤特定行政庁は、不適切な工事監理者に対しては行政指導を行い、必要に応じて県や国とも連携し行政処分を行う。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(1)－③については、県は県以外の特定行政庁への照会（月報等）により、毎年度の提出率を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

B 目標 2 「建築主や建築物の利用者となる消費者の保護」に向けた取組

1 建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底

【課題等】

- ・適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 適確な指導・監督・処分の徹底 【重点】

- ①県は、建築士事務所への計画的な立入検査を実施し、法令遵守や建築士及び建築士事務所としての適正な業務の実施について指導・監督を徹底する。
- ②県は、建築士事務所の業務報告書の提出について、未報告者への督促等により提出を徹底させる。また、令和7年度から可能となった電子報告について周知する。
- ③県は、所属建築士の定期講習の受講の周知に努め、未受講者やその者が所属する建築士事務所への督促等により定期講習の受講を徹底させる。
- ④特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、法令違反や不適切な設計、工事監理等を行った建築士及び建築士事務所があった場合には、監督権者である県又は国に対し迅速に通報を行う。また、県が監督権者である場合（二級建築士、木造建築士及び建築士事務所）には、処分基準に基づき厳正に対処する。

(2) 建築士の資質向上等のための取組みの推進

- ①特定行政庁は、法令改正等の情報提供を行うとともに、建築士関係団体が開催する講習会等での講師派遣に協力するなど建築士の資質向上に取り組む。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、

- ・ (1)-①から③については、県は毎年度の実施状況を把握する。
- ・ その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底

【課題等】

- ・ 指定確認検査機関及び指定構造適合性判定機関は確認審査・検査の重要な役割を担うことから、適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 特定行政庁による立入検査等

- ① 特定行政庁は、連携して県内を業務区域とする指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関のうち、毎年度1機関以上の立入検査（必要に応じた抜き取り調査等を含む）を実施する。
- ② 特定行政庁は、確認審査報告書や立入検査等において不適切な確認審査・検査が発覚した場合、指定権者である県又は国に対し適切に報告する。
- ③ 特定行政庁は、指定確認検査機関に対して法第6条の2第6項による通知を行った場合等、指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の不適当な行為等の内容に応じ、各機関の指定権者である県又は国、指定構造計算適合性判定機関の委任権者である県及び各資格者の登録権者である国に対して情報共有を行う。

(2) 県が指定する指定確認検査機関への指導・監督の徹底

- ① 県は、県以外の特定行政庁と連携して知事指定の指定確認検査機関への立入検査を毎年度実施するなど、確認審査・検査業務が適切に行われるよう指導・監督を徹底する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 消費者への対応

【課題等】

- ・ 消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や

苦情が寄せられていることから、消費者への適切な対応、情報提供等が必要である。

【具体的な施策】

(1) 安全・安心に関する情報提供等

- ①特定行政庁は、県民等からの相談に適切に対応するとともに、建築物の安全性の確保・向上に関する消費者への情報提供を行う。
- ②特定行政庁は、市町村や各地にある消費生活センター、関係団体等との連携により、各種窓口の周知や消費者への適切な対応、情報提供等を行う。
- ③特定行政庁は、建築主が安心して建築物を建てるために、建築主が建築物の設計から完成後の引き渡しまでの間に確認すべきチェックポイント（建築士法に基づく建築士免許証の確認や工事監理報告書の受領等）をホームページ等で周知する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

C 目標3「既存建築物の適正管理と違反建築物の是正」に向けた取組

1 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

【課題等】

- ・建築物及び建築設備の定期報告率が著しく低いため早急な改善が必要である。
- ・過去に防火設備の不備等が原因で被害が拡大した建築物の火災事故の事例もあることから、適切な維持管理により被害の拡大防止に取り組む必要がある。
- ・定期報告の徹底により、建築物や建築設備等の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、利用者等の安全性の確保を促進する必要がある。
- ・令和6年の告示改正で検査項目が合理化されたことに伴い見直すこととしている定期調査・報告の対象について、当該検査及び定期報告が適切に行われるよう、建築物の所有者等に対する定期報告制度の周知が必要である。
- ・定期報告制度を活用した既存建築物の適切な維持管理により、安全で良好なストックの形成や円滑な既存ストックの活用につなげる必要がある。

【具体的な施策】

(1) 所有者等への定期報告制度の周知徹底

- ①特定行政庁は、指定確認検査機関とも連携し建築確認・検査の申請等の機会をとらえて、定期報告対象物件の情報共有、把握を行う。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、確認済証や検査済証交付の際に建築主等に対しチラシを配布するなど、定期報告制度を周知する。

③特定行政庁は、連携して建築物の所有者等に対する講習会を実施するなど、定期報告制度を周知する。

(2) 定期報告書提出の徹底 【重点】

①特定行政庁は、定期報告未報告の所有者等に対し、督促や立入り検査等により定期調査・検査の実施や定期報告書提出の徹底を促す。

また、定期報告未報告者への指導等で改善が見られない場合には、施設利用者の安全確保等の観点から未報告施設を公表する等、県民への情報提供について検討する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(2)－①については、県は県以外の特定行政庁への照会（月報等）により、毎年度の定期報告率を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 違反建築物等への指導

【課題等】

- ・近年においても、防火関係規定等の違反のある建築物が引き続き確認されており、これらの建築物において火災等が発生した場合には重大な被害が発生することが危惧されている。そのため、これらの情報の把握や違反是正に向けた指導の徹底が必要である。
- ・全国において重大な事故等が発生している違法設置の昇降機等について、情報の把握や違反是正に向けた指導の徹底が必要である。
- ・大臣認定不適合事案等の全国規模の違反事案について、迅速かつ的確に情報を把握し、是正指導を行う必要がある。

【具体的な施策】

(1) 違反建築物の早期発見と是正指導の徹底 【重点】

①特定行政庁は、違反建築物パトロールや立入検査等の実施により違反建築物の早期発見や違反事項の把握を行う。

②特定行政庁は、違反建築物是正マニュアル等を活用し、違反建築物に対する是正指導を徹底する。

③火災等により重大な人的被害の発生が危惧される違反建築物（個室ビデオ店等、未届けの有料老人ホーム、ホテル・旅館等、病院・診療所、違法貸しルーム等）については、国のフォローアップ調査等も活用し、是正完了に向けた継続的な指導を徹底する。

(2) 違反建築物の指導等に係る関係機関との連携、体制等の整備

- ① 特定行政庁は、違反建築物の指導に当たっては、関係機関（警察、消防、福祉部局、建設業法や宅地建物取引業法の所管部局等）との情報共有や合同での立入検査を実施するなど連携して取り組む。
- ② 特定行政庁は、違反建築物が発生しないよう建築士や工事施工者、県民等に対し法令遵守について周知する。

(3) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

- ① 特定行政庁は、労働基準監督署等との情報共有や連携により、違法設置昇降機を把握する。
- ② 特定行政庁は、構造に問題のある昇降機を把握した場合には、安全が確保されるまで確実に使用を停止させた上で、所要の是正措置を実施するよう指導する。

(4) 違反建築物の未然防止と既存建築ストックの有効活用

- ① 特定行政庁は、建築士や建築物の所有者等に対し、既存建築ストックや既存不適格建築物の増築や用途変更等を行う際に必要な手続きや令和4年の建築基準法改正において、旧4号建築物等から新2号建築物となったものの大規模の修繕・大規模の模様替が建築確認の対象となったこと等について周知し、違反建築物の未然防止や既存不適格建築物の安全性の向上、適切な既存ストックの有効活用を促す。
- ② 特定行政庁は、建築物の所有者等に対し確認申請図書や検査済証等の保存の重要性や、「既存建築物の現況調査ガイドライン」について周知する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 建築物に係るアスベスト対策の推進

【課題等】

- ・アスベスト対策に取り組むため、建築物の所有者等に対する情報提供やアスベスト改修の促進を図る必要がある。

【具体的な施策】

(1) アスベスト対策の徹底

- ① 特定行政庁は、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースの早期整備に努めるとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促す。

②特定行政庁は、建築物の所有者等に対し建築物石綿含有建材調査者等の専門家によるアスベスト調査の重要性を周知する。

③特定行政庁は、連携しアスベストに関連する建築物の情報提供の円滑化に向けて、県内の問い合わせ窓口の一本化等に取り組む。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

4 事故・災害発生時の連携体制の整備・充実

【課題等】

- ・建築物や昇降機等で事故が発生した場合には、関係機関とも連携し、事故対応や原因究明等の迅速な対応が必要である。
- ・地震等の災害が発生した際においても、同様に被害拡大や二次災害の防止等のための迅速な対応が必要である。

【具体的な施策】

(1) 事故発生時における適確かつ迅速な対応

- ①特定行政庁は、関係機関との連携体制の整備を行い、事故発生時には緊急点検・調査を迅速かつ適確に実施する。
- ②特定行政庁は、事故の原因究明に取り組むとともに再発防止策を検討する。

(2) 災害発生時の迅速な派遣体制、受入体制の整備・充実

- ①県は市町村と連携し、被災建築物応急危険度判定資格者の連絡網の整備と継続的な更新、判定用資機材の事前準備を徹底し、災害発生時の迅速かつ広域的な派遣体制、受入体制の構築及び訓練を実施する。
- ②県は、被災建築物応急危険度判定資格者の登録促進及び講習会等による判定技術の向上に取り組む。

(3) 未然防止の取組

- ①特定行政庁は、同様の事故を未然に防止する観点から、過去の事故等の記録を整備するとともに、法定点検や日常点検等の安全管理を周知徹底する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

D 目標 1 から 3 に共通する取組

1 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携

【課題等】

- ・ 建築行政に係る具体的施策を効率的かつ効果的に遂行するためには、適切な業務執行体制を整備する必要がある。
- ・ 令和 5 年第 14 次地方分権一括法の改正に伴う建築基準法改正において、計画通知について、指定確認検査機関による審査・検査等が可能となったことを踏まえ、特定行政庁、建築主事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関のさらなる役割分担を見据えた適切な業務執行体制の整備が必要である。
- ・ 平成 30 年度の建築基準法改正に伴い、同法第 6 条第 1 項第 1 号に該当しなくなった、医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等の用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超え 200 m²以下の小規模建築物※や違反建築物への対応、アスベスト対策等、多様化する各種課題に対応するため、行政機関内部での他部局との連携や関係機関、関係団体等との連携が必要である。

※小規模建築物の具体的な用途等については、「小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との連携について」（令和元年 6 月 24 日付け国住指第 661 号）、「小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との連携に係る厚生労働省の通知等について」（令和元年 7 月 23 日付け国住防第 1 号）参照。

【具体的な施策】

(1) 適切な確認検査等のための執行体制の整備

- ① 特定行政庁は、社会や地域の実情を踏まえつつ、指定確認検査機関等との役割分担を前提に、適切な執行体制を検討し、その構築に取り組む。

(2) 関係機関等との連携

- ① 特定行政庁は、多様な課題を効果的かつ効率的に解決のために、各行政機関内部の関係部局や関係機関、関係団体とも積極的に連携する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。